

審査の結果の要旨

氏名 遠藤珠紀

日本中世前期の朝廷における政務運営は、特定官司の仕事を一、二の氏族が代々請け負って処理し、そこから収益を得るという「官司請負制」の概念で説明されてきた。一九八三年に佐藤進一氏が平安時代の王朝国家を論ずるなかで提起したこの学説は、以後の研究に大きな影響を及ぼし、官司ごとに請負制の進展度や成立時期が議論され、それまでは儀式化・形骸化としか評価されなかった朝廷の政務運営の具体像が、明らかにされてきた。

本論文は、その流れを汲んで、きわめて広い範囲の官司・氏族を対象に、官司請負制論の検証を試みるという課題意識から出発した。その史料検索の範囲は、史料編纂所に奉職するという立場を活かして、未刊行のものも含めて驚くほど広く、しかも史料の読解力は、朝廷社会の慣習・故実や思考方法に関する該博な知識に支えられて、他の追随を許さぬものがある。その好例は、日記の料紙として用いられた具注暦の収集と分析で、原本調査を不可欠とするこの類の史料を、これだけ多数組上にのせ、暦と朝廷生活の不可分の関係をきめ細かく示した研究はかつてなかった。

本論文の提示した新たな論点はおおよそ次の三つである。

1. 官司と氏族ないし家との関係が変化する画期として、先行研究では平安末期が注目されてきたが、その分析方法に疑問を呈し、院政期と鎌倉後期の二段階の画期を析出した。とくに「中世的家」の確立を指標とする鎌倉後期画期説の提起は、独創的である。

2. 従来の研究で官司請負制が貫徹したとされる官司と、そうでない官司とを問わず、その長官の地位が名目化し、上位に実質的な支配権をもつ「知行者」が存在したことを明らかにし、それを知行国制との相似に注目して「知行官司制」と名づけた。

3. 請負主体とされる家が官司全体をとりしきっていたわけではなく、その下において実務をこなす六位官人層は、当該官司の枠を越えて横のつながりをもち、その下支えによって、朝廷の組織体制は政治情勢の変動にさほど影響されない安定性を保つことができた。

これらのうち2と3は、官司請負制論を支えてきた遷代／永代という二項対立的把握を相対化し、「官司請負制」という分析概念そのものの有効性を揺るがす内容をもっている。近年の研究状況は、「官司請負制」をパラダイムとしてその内容の精緻化に進んできたといえるが、本論文はその流れを大きく変える潜在力を秘めている。ただ、著者の控え目な性格も手伝ってか、通説の徹底的批判を通して新しい仮説を積極的に提起するという姿勢に、若干欠ける憾みがある。

また、第三部は、「暦の家」賀茂氏における中世的体制成立論を起点に、朝廷社会における暦の流通と入手や、料紙としての暦から見た日記の史料性などを論じており、本論文全体の章立てから見るとやや違和感を拭えないが、日記の史料学という興味深い分野で、今後ゆたかな成果をあげていくことを予想させるに充分である。

以上、本論文は、いくつか不満足な点は残るものの、当該分野の研究に大きな反響を呼ぶであろうことは疑いない野心的・独創的な内容であり、本委員会は、博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと判断した。